

第5章 建築物の耐震化促進

○ 建築物の耐震化促進

- ① 本市が所有する建築物の耐震化
 - 日常市民が使用する建築物、日常市職員が使用する建築物は、耐震診断調査を実施し、補強対策が必要な建築物は、令和13年度末までに計画的かつ効率的に耐震化
- ② 専門家や事業者の人材育成
 - 県等と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修設計、耐震改修工事における現地調査や工事監理手法等に係る講習会を実施
- ③ 耐震改修計画の円滑な認定(耐震改修促進法第17条)
- ④ 建築物の地震に対する安全性に係る認定(耐震改修促進法第22条)
- ⑤ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(耐震改修促進法第25条)

○ 耐震化促進のための取り組み

- ① 民間建築物の耐震化に対する支援策
 - 耐震化の必要性や効果についての意識の啓発
 - 耐震改修促進税制の特例措置の円滑な活用

○ 特定既存耐震不適格建築物の指導等

- ① 耐震改修促進法による指導等の実施(耐震改修促進法第15条)
 - 所管行政庁である本市と県が連携して指導等に対応
- ② 建築基準法による勧告又は命令等の実施(建築基準法第10条)
 - 本市は限定特定行政庁であるため、特定行政庁である県と連携して勧告又は命令等に対応

第6章 計画達成に向けて

- ① 国及び県との連携
 - 国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画の進捗と整合を図りながら、本計画を推進
 - 国等が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用、県との連携を図りながら耐震化の支援等を推進
- ② 計画の進行と管理
 - 令和13年度末における耐震化の目標達成に向けて、適切な進行管理を実施



第1章 はじめに

○ 計画策定の背景・目的

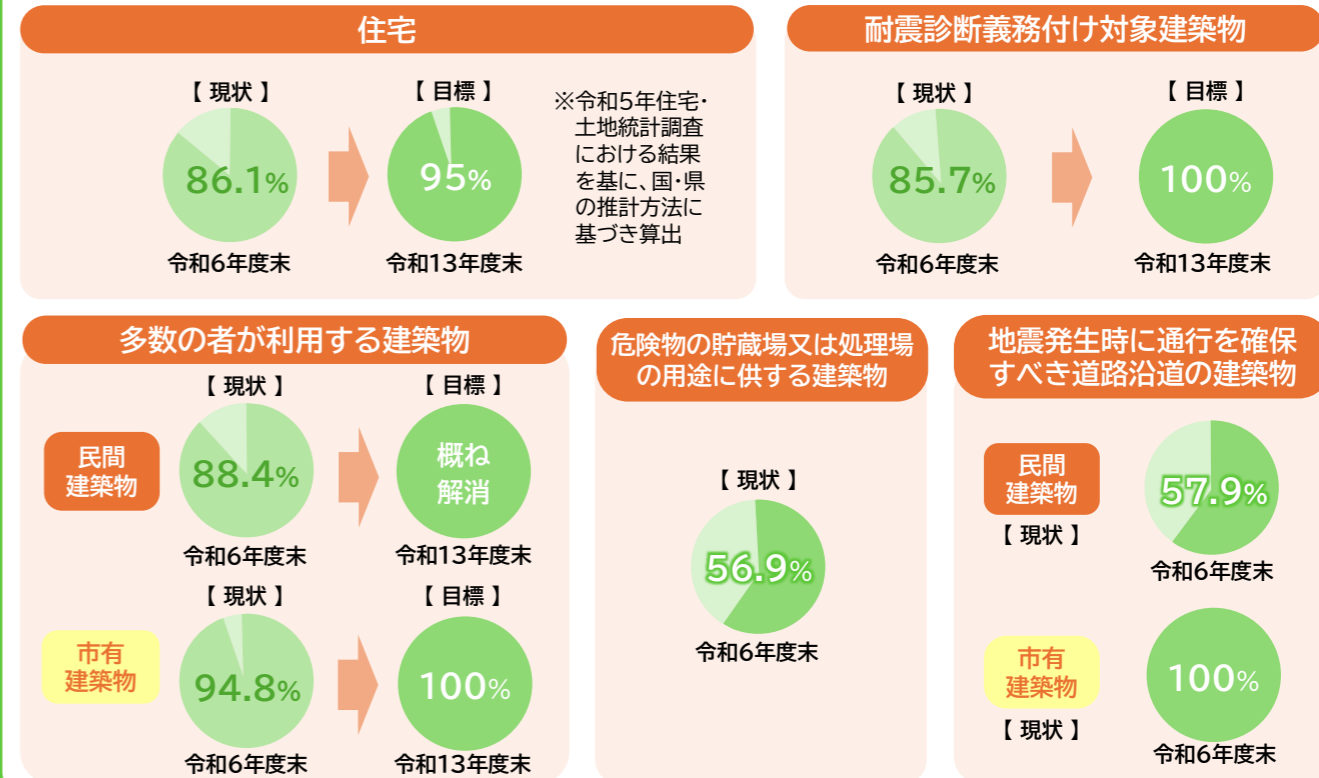
- 近年、大地震が頻発しています。令和6年1月に発生した能登半島地震では、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊し、甚大な被害をもたらしました。また、首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模災害の発生が懸念されています。
- 本市では、これまでに住宅や建築物の耐震化を促進し、市民のみなさまの生命や財産を守るため、具体的な耐震化の目標及び目標達成に必要な施策を定める「安中市耐震改修促進計画」を策定し、住宅や建築物等の耐震化を進めてきました。
- 従前計画の期間満了、並びに国の基本方針(告示)が改正されたことを踏まえ、国の方針と県計画との整合を図りながら、本計画を改定しました。

第2章 計画の基本的事項

○ 対象区域、計画期間、対象建築物

- 対象区域:安中市全域
- 計画期間:令和8年度から令和13年度まで
- 対象とする建築物
 - ✓ 住宅(戸建住宅、共同住宅(長屋住宅含む))
 - ✓ 特定既存耐震不適格建築物(一定の規模以上の建築物)
 - 多数の者が利用する建築物
 - 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
 - ✓ 耐震診断義務付け対象建築物
 - ✓ 市有建築物

○ 耐震化の現状と目標



第3章 耐震化促進の基本的な方策

○ 耐震化に向けた役割分担

- 住宅・建築物の所有者等の自助努力による耐震化
- 国や地方公共団体による、所有者等の取り組みへの支援、所有者等が耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等
- 県と連携して、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境の整備

○ 促進体制

- ① 耐震化促進の体制整備
 - 県及び他の所管行政庁等との連携
 - 公共施設管理者間の連携
- ② 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実



○ 耐震化の普及・啓発

- ① 地震防災マップ
 - 「安中市災害対応ガイドブック」の全世帯配布
 - 防災に関する継続的な情報提供による、防災知識の普及、防災意識の啓発
- ② インターネットや広報を活用した情報の提供
 - 市のホームページや広報等を通じ、耐震診断・耐震改修に関する情報提供
 - 県と連携し、耐震性のない建築物の所有者への直接訪問による耐震診断実施の促進
- ③ 所有者に対する直接的な普及啓発
 - 戸別訪問やダイレクトメール等、旧耐震基準の住宅所有者に対する直接的な普及啓発
 - 「出前なんでも講座」等を活用し、ターゲットに合わせた住宅の耐震化の普及啓発
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の周知・啓発
 - 所有者に対し耐震化の必要性の啓発、国等の耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度の紹介



○ 重点的に耐震化を進める区域

- ① 該当区域
 - 国道18号を挟む南北の旧道沿いにおける旧安中市市街地、旧松井田町市街地部
- ② 取り組み方針
 - 戸別訪問やダイレクトメール等により地震対策の重要性の周知を強化
 - 木造住宅密集地域や狭い道路の沿道にある建築物等を対象に、耐震化及び不燃化の啓発

○ 関連する安全対策

- ① ブロック塀等の安全対策
 - 通学路等の沿道におけるブロック塀等の実態把握や必要に応じた改善指導の実施
 - ブロック塀等の撤去費に関する一部補助、ブロック塀等の生け垣化の促進
- ② 窓ガラス・天井等の非構造部材の落下防止対策
 - 天井の脱落防止措置に関し、必要に応じて改善を指導
- ③ エレベータ、エスカレータ等の安全対策
 - 県や関係団体等と協力し、安全装置の設置を徹底
- ④ 家具の転倒防止対策



第4章 住宅の耐震化・減災化促進

○ 耐震化促進のための取り組み

- ① アクションプログラムに基づく耐震化促進
 - 「安中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、住宅所有者や耐震診断実施者、耐震改修実施事業者等それぞれに合わせたきめ細かな取り組みを実施
- ② 耐震診断・耐震改修に係る補助制度
 - 木造住宅の耐震化促進のため支援を継続
 - 高齢者世帯への支援強化に向け、県と連携した取り組みを検討
- ③ 住宅に係る耐震改修促進税制

○ 耐震化に取り組みやすい環境の整備

- ① 耐震改修事例集の充実
 - 耐震補強工事をした住宅の事例収集や事例集の作成等に努め、情報を提供
- ② 耐震改修のプレイヤー(建築士・施工者)の育成と情報公開
 - 耐震診断技術者の育成のため、市内の建築士に対して講習会の受講を働きかけ、受講修了者名簿をインターネット等で情報公開
 - 耐震改修事業者の育成のため、講習会修了者が勤務する耐震改修事業者をリスト化し、インターネット等で情報公開
 - 市内の建築士・施工者に対し、県が実施する低コスト耐震改修に関する講習会への受講を働きかけ



○ 建替え・除却の促進

- 耐震性のない住宅の建替えを促進
- 耐震性のない空き家の除却を促進

○ 空き家等の利活用促進

- 空き家を活用した定住促進や空き建築物のリノベーションによる既存ストックの活用に伴わせて空き家や空き建築物の耐震化を促進

○ リフォームに合わせた耐震改修の促進

- リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報を提供

○ 住宅の減災化の促進

- ① 住む人に合った耐震改修
- ② 命を守る住まいの補強
 - 耐震シェルターや耐震ベッド等による圧死を防ぎ地震被害を低減するための施策を検討

